

(参考) 当分の間交付するリーフレット

窓口用

申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

令和●年●月●日
● ● 税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

その他e-Taxを利用してない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください



(以下のメモ欄は、提出書類の記録等にご使用ください。)

□	年分	税	申告書
□			
□			
□			

申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

- 申告書等情報取得サービス（オンライン申請可）
 - ・ 書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
 - ・ 本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。
- 保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）
 - ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。
 - ・ 写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）かかります。
 - ・ 法人の申告書等には利用できません。
- 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）
 - ・ 税務署の窓口で、ご自分が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
- 納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請可）
 - ・ 手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）かかります。

 国税庁

郵送用(表)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

書面で提出された申告書等を受け付けました。

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。その他 e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁
ホームページをご覧ください



令和●年●月●日 ●●税務署

郵送用(裏)

(以下のメモ欄は、提出書類の記録等にご使用ください。)

□	年分	税	申告書
□			
□			
□			
□			
□			